

1 目的

この要綱は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第2項に規定する任期付職員（以下「一般任期付職員」という。）の採用等について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 募集・選考方法

- (1) 一般任期付職員を、一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和2年淀川左岸水防事務組合条例第1号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づいて採用する場合、採用選考は、淀川左岸水防事務組合において実施する。採用選考の実施にあたっては、職員の採用に関する規程（平成26年6月25日管理者決裁）第5条に基づき管理者の承認を得て実施することとする。
- (2) (1)により管理者の承認を得た場合には、淀川左岸水防事務組合において作成した募集要項等に基づいて、できる限り多様な方法により、また十分な募集期間を設定して募集を行い、採用選考を実施すること。
- (3) 一般任期付職員の採用は、次の各号の要件を満たすものの中から、選考により行う。
 - ア 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者
 - イ 就けようとする職に必要な経歴を有する者なお、上記以外に必要なに応じて、別に要件を定めることができるものとする。
- (4) 採用選考を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - ア 淀川左岸水防事務組合一般任期付職員採用申込書（別紙1）
 - イ その他淀川左岸水防事務組合において必要と認めるもの
- (5) 採用選考は、次に掲げる方法により、総合的に評価したうえで適任者を選考する。
 - ア. 書類選考
 - イ. 面接
- (6) 採用選考の実施に際しては、客観的な能力実証を担保する仕組みが必要であることに留意して、公平性・透明性の確保に努めなければならない。

3 採用手続き

- (1) 一般任期付職員の採用は、選考により就けようとする職務の適格性があると認められた者の中から行う。
- (2) 一般任期付職員の採用にあたっては、採用調書、任期に関する承諾書兼申し立て書（別紙2）及び志願者提出書類等の一件書類を添付して管理者へ合議するものとする。
- (3) 一般任期付職員を採用する際には、任期中に従事させる職務の内容、任用期間、給与、勤務時間その他の勤務条件、身分取扱い等について書面により明示しなければならない。
- (4) 一般任期付職員の採用は、辞令を交付して行う。（別紙3）

4 任用期間

- (1) 一般任期付職員の任用期間は1年以上3年以下とする。ただし、業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合、その他やむを得ない事情により必要と認められた場合は、通算5年を超えない範囲で更新を妨げない。
- (2) (1)により任期を更新する場合には、任期の更新に関する承諾書(別紙4)を当該職員に提出させるものとする。なお、この場合には任期の更新を行った後遅滞なく、管理者に報告するものとする。
- (3) 任期の更新基準日は4月1日とする。
- (4) 一般任期付職員は、その任用期間の満了により当然に退職する。

5 給 与

一般任期付職員の給与は、職員の給与に関する条例(昭和35年淀川左岸水防事務組合条例第2号)、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(平成5年淀川左岸水防事務組合条例第1号)並びに職員の退職手当に関する条例(昭和61年淀川左岸水防事務組合条例第8号)の定めるところによる。

6 勤務時間、休憩、休日及び休暇

一般任期付職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇は、職員の勤務に関する条例(昭和35年淀川左岸水防事務組合条例第13号)の定めるところによる。

7 服 務、懲 戒

定年制を除き、地方公務員法(昭和25年法律261号。以下「法」という。)の定めるところによる。

8 公 務 災 害

地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

9 社 会 保 障

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律152号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、健康保険法(大正11年法律第70号)並びに厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の定めるところによる。

10 そ の 他

その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

淀川左岸水防事務組合一般任期付職員採用申込書

(年 月 日現在)

写 真 (4cm×3cm) 半身・正面・脱帽 過去3ヶ月以内 に撮影したもの	選考区分		受験番号	※ —
	ふりがな			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日生 満 歳
ふりがな				
現住所	() 様方			
郵便番号	—	電話	呼出 () 様方	

学 歴 (中学校または小学校の場合は、「中学校」または「小学校」とのみ記入し、具体的な校名は必要ありません。)

在学期間	学 校 名 (学部・学科名)
年 月から 年 月まで	
年 月から 年 月まで	
年 月から 年 月まで	
年 月から 年 月まで	
年 月から 年 月まで	

職 歴 (古いものから順に記入してください。ただし、ない場合は「なし」と記入のこと。)

在職期間	勤 務 先 名
年 月から 年 月まで	
年 月から 年 月まで	
年 月から 年 月まで	
年 月から 年 月まで	
年 月から 年 月まで	

資格免許（取得見込の場合は「見込み」と記入してください。）

取得日	資格免許名
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

趣 味

志望動機

<記入上の注意>

- 黒インクまたは黒ボールペンを用い、かい書でていねいに記入してください。
- ※印の欄は、記入しないでください。
- 性別は○印でかこんでください。
- 現住所欄は郵便物が届くよう正確に記入してください。

任期に関する承諾書兼申し立て書

年 月 日

淀川左岸水防事務組合

管理者 大阪市長 松井一郎様

私は、任期を定めて採用されること及びその任期について承諾するとともに、地方公務員法第16条各号に該当しないことを申し立てます。

(氏名)

印

(住所)

(生年月日)

年

月

日生

(歳)

[参考] 地方公務員法

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

辞 令

(氏 名)

淀川左岸水防事務組合（役職名）に任命する

任期は令和 年 月 日までとする

令和 年 月 日

淀川左岸水防事務組合

管理者 大阪市長

任期の更新に関する承諾書

年 月 日

淀川左岸水防事務組合

管理者 大阪市長 松井一郎様

私は、当初定められた任期を更新すること及びその任期について承諾いたします。

氏 名 ㊟

住 所

更新後の任期

自 年 月 日

至 年 月 日